

八街市上水道委員会委員を募集

市では、「上水道委員会」を

を設置し、上水道事業の運営などの重要な事項を審議します。そこで、広く市民の意見を求めるため、委員の公募を行います。

応募資格

- ・任期開始日に、次の要件を満たしている方
- ・20歳以上。
- ・市内に住所があり、1年以上在住している。
- ・上水道を使用している。
- ・八街市の職員、議会議員ではない。

平成30年4月1日時点で八街市でほかの審議会などの公募委員を2以上委嘱されていない。

暴力団員などと密接な関係を有していない。

市税と水道料金などの滞納がない。

平日昼間の会議に参加できる。

募集人数 1人

任期 4月1日～

平成32年3月31日

報酬

会議に出席1回で5000円

八街市スポーツ少年団の団員を募集

八街市スポーツ少年団では、

各種目別の団体が、活発な活動を行っています。対象は、主に小学生です。スポーツの得意・不得意は関係ありませんので、一緒に楽しみませんか。

活動種目 軟式野球・ミニバ

応募方法・期限

申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市の水道について」をテーマとしたレポート(任意様式800字以内)を添えて、3月14日(水)(午後5時必着)までに、水道課へ持参または郵送で提出してください。

申込書は、水道課で配布しているほか市ホームページからダウンロードできます。

提出先

〒289-1106

八街市榎戸415番地

※応募書類は返却いたしません。

選考方法

応募書類を選考委員会が選考基準に沿って審査・選考します。

※選考結果は文書で通知します。

選考基準

選考は、書類審査とし「応募動機」、「問題意識の高さ」、「獨創性」、「提案力」、「目標」の項目を5段階で採点し、決定します。

水道課

☎443-0677

スケルトボール・バレーボール・柔道

各団体の活動場所や時間、連絡先などは、スポーツ振興課へお問い合わせください。

お問い合わせ

☎443-1465

平成30年度八街市病後児保育事業の利用登録受付を4月1日から開始

病後児保育事業を利用する場合は、市に登録する必要があります。

期間は1年間となりますので、すでに登録された方でも、再度登録する必要があります。

申請に必要なもの

- ・利用登録申請書
- ・登録するお子さんの健康保険証
- ・印鑑

※利用登録申請書は、子育て支援課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

☎443-1119

http://www.city.yachimata.jp/top/new/kyougoinhoiku.html

病後児保育事業とは

お子さまが病気の回復期であり、家庭での保育が困難な場合や、保育園などに通園できない場合に、お子さまを一時的にお預かりします。

お問い合わせ

☎443-1693

認知症サポーター養成講座を開催します

市では、ひとりでも多くの方に認知症を理解してもらい、

認知症になっても周囲の方々に支えられながら暮らしているよう、小学生高学年と一般市民を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。

10人以上集まる自治会やサークルなどに、講師の派遣も行っていますので、ご相談ください。

日時 3月28日(水)

①小学生4年・5年・6年 午前10時～(60分程度)

②一般市民(成人) 午後2時～(90分程度)

場 総合保健福祉センター

申し込み・問い合わせ先 3月23日(金)

地域包括支援センター ☎443-1207

防災行政無線などで全国一斉の緊急情報の伝達訓練

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬

時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に皆さまへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

当日実施する訓練は次のとおりです。

3月14日(水) 午前11時頃 防災行政無線の試験放送

※八街市内47カ所に設置してある防災行政無線から、午後5時～(11月～3月は午後4時30分)に実施しているチャイ

☎443-1119

防犯課

もやせないごみ袋(赤色)15ℓを販売します

4月からもやせないごみ袋(赤色)の容量15ℓを販売し

ます。(もやせるごみ袋(小)と同じサイズです)

もやせないごみ袋(赤色)に入れるものは、陶磁器類、

ガラス類、ひげそりやカミソリなど刃物とプラスチックやゴムなどが一体で分解できない

製品です。乾電池や蛍光灯は、ごみ収集カレンダの地区割ごとに「電池・蛍光灯A地区、CD地区」の日に

してください。 ※4月以降、もやせないごみ袋(赤色)45ℓも使用できます。

☎443-6937

クリーン推進課

市内在住者へのふるさと納税の返礼品贈呈は3月31日で終了します

市では、「落花生の郷やちまた応援寄附金」として、1

万円以上の寄附をいただいた方には、市内外を問わず返礼品を贈呈していますが、総務省からの通知を受け、市内

在住者への返礼品贈呈は3月31日(土)をもって終了いたします。

市民の方には返礼品はございませんが、引き続き、ふるさと納税はお受けいたしますのでご利用ください。

☎443-1268